

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

IV 社会保障

4 雇用保険法の改定

労働省が雇用保険法の改定に着手した理由としてあげているのは、つぎの二点である。第一は、人口の高齢化、産業構造の転換等に対処するなかで、失業の未然防止と離職者の早期再就職を図ること、第二は、八二年度に単年度赤字が生じ、八三年度も単年度赤字が見込まれるので、雇用保険財政の健全化を図ること、である。

労働省が当初の考え方を若干手直して、中央職業安定審議会に改正案要綱を諮問したのは八四年一月二六日、同審議会が労働側委員の少数意見を付し、施行にあたって配慮されたい旨の九項目の要望をあげて、大筋了解の答申をおこなったのは二月一〇日である。雇用保険法改正案が衆議院で審議開始になったのは三月九日であり、一部修正をおこない、附帯決議をつけて衆議院で可決されたのは五月一七日、参議院でも附帯決議を採択し、改正案の八月一日からの実施が決まったのは七月六日である。改定された主な内容と、修正された事項を列挙すれば、以下のとおりであった。

〔一般被保険者の求職者給付〕

- (1)基本手当の日額の最低額を二五七〇円(改定前一四〇円)、最高額を七三三〇円(六六七〇円)に引き上げる。
- (2)賃金日額の算定方法を変更し、臨時に支払われるものおよび三ヵ月を超える期間ごとに支払われるものは、賃金日額の算定の基礎にふくめない。
- (3)定年退職者等が、離職後一定期間求職の申し込みをしないことを希望する場合は、一年を限度に期間が加算され、受給資格期間は最大限二年間まで延長する。

(4)所定給付日数は、受給資格者の年齢および被保険者であった期間に応じ、別表のとおり変更する。ただし、就職が困難なものおよび被保険者であった期間が一年未満であるものについては、従来どおりとする。

(5)被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、または正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合の給付制限の期間は、一ヵ月以上三ヵ月以内(改定前一ヵ月以上二ヵ月以内)に延長された。

(6)衆議院の修正で、特定不況業種離職者、特定不況地域離職者、倒産により離職を余儀なくされたもの、船員であった後陸上勤務者になり、事業主の都合により離職したものなどが、今回の改定によって所定給付日数が減少する場合は、改定前の所定給付日数まで給付日数が延長されることになった。

〔高年齢求職者給付制度の創設等〕

(1)六五歳以上の高年齢継続被保険者が失業した場合には、基本手当に代えて一時金である高年齢求職者給付金が支給されることになった。その額は、被保険者であった期間一〇年以上で基

本手当日額の一五〇日分、五年以上一〇年未満は一二〇日分、一年以上五年未満一〇〇日分、一年未満は五〇日分である。衆議院の修正で、六五歳定年者は、高年齢求職者給付金に代えて、基本手当が支給されることになった。

(2)六五歳に達した日以後に雇用されるものは、被保険者としなない。ただし、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者に該当するものは、従来どおりとする。衆議院の修正で、六五歳に達した日以後に雇用されたものでも、公共職業安定所長の認可を受けたときは、高年齢継続被保険者(保険料は免除)になることができ、そのものが失業したときには基本手当の五〇日分の高年齢者給付金が受けられることになった。

#### 〔日雇労働被保険者の求職者給付〕

現行の三段階(第一級四一〇〇円、第二級二七〇〇円、第三級一七七〇円)は、四段階(第一級六二〇〇円、第二級四一〇〇円、第三級二七〇〇円、第四級一七七〇円)に改められた。これにともない印紙保険料は第一級一四〇円、第二級九六円、第三級六三円、第四級四一円に変わった。

#### 〔再就職手当制度の創設〕

受給資格者が安定した職業に就いた場合、就職した前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格にもとづく所定給付日数の二分の一以上あるときは、基本手当の三〇日(所定給付日数九〇日、支給残日数四五日以上)のとき)から一二〇日(所定給付日数三〇〇日、支給残日数二〇〇日以上)の範囲で再就職手当を支給することになった。

今回の改定は、雇用保険財政の健全化を理由に、給付の切り下げを図るものである。賃金日額からボーナス等を除外して給付水準を切り下げ、勤続年数の短いものの所定給付日数を削減している。判断基準のあいまいな「自己の責めに帰すべき解雇」や「正当な理由のない自己都合退職」には、給付制限期間を延長している。六五歳以上の高年齢継続被保険者は、高年齢求職者給付金の創設で、従来の所定給付日数よりも割が悪くなる。今回の改定は、勤続年数の短い女子には不利であり、六五歳以上の高年齢者を雇用保険から締め出そうとしている。所定給付日数の短縮、給付制限期間の延長、再就職手当(七五年の法改正で廃止された就職仕度金制度の復活)によって早期再就職を促進することにしているが、これは再就職条件が悪くても、早く「身売り」することを迫るものである。こうしたなかで現行の六〇歳以上の保険料免除は、八五年四月から六四歳に引き上げられる。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---